

太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 15 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

規則第 10 号

太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「（様式第 1 号）」を削り、同条第 2 項第 3 号中「代表者」を「法人以外にあっては、代表者」に改める。

第 3 条中「（様式第 2 号）」を削る。

第 6 条中「（様式第 3 号）」及び「（様式第 4 号）」を削る。

第 8 条中「必要な事項」を「様式その他必要な事項」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。